

事業名	公共浄化槽等整備推進事業（旧 浄化槽市町村整備推進事業）（国庫補助等）
事業内容 （目的・概要）	浄化槽の計画的な設置整備を促進するため、市町村が設置主体となって、特定の地域を単位として浄化槽を整備する事業に対して補助を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
事業主体	市町
採択要件	〔対象事業〕 1 浄化槽を整備する事業 2 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽を整備する事業 3 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を整備する事業 4 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽を助成する事業 5 高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 6 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽を助成する事業 7 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 8 BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽を助成する事業 9 BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽を助成する事業 10 既設浄化槽の改築を助成する事業 11 浄化槽整備効率化を助成する事業 〔対象地域〕 下水道法第4条第1項の認可又は第25条の23第1項の認可を受けた下水道事業計画区域外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域であること。なお、「浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、環境大臣が適当と認める地域」とは、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性を総合的に勘案し、地域のニーズ及び周辺環境を踏まえ、浄化槽によることが適当と認められる地域であること。

補助率、融資額、その他の財源措置の内容

〔基準額〕

1 浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	837,000円×基数	978,000円×基数
6～7人槽	1,043,000円×基数	1,188,000円×基数
8～10人槽	1,375,000円×基数	1,668,000円×基数
11～15人槽	2,039,000円×基数	2,191,000円×基数
16～20人槽	2,786,000円×基数	2,937,000円×基数
21～25人槽	3,332,000円×基数	3,491,000円×基数
26～30人槽	4,066,000円×基数	4,271,000円×基数
31～40人槽	4,521,000円×基数	4,743,000円×基数
41～50人槽	5,737,000円×基数	5,993,000円×基数

2 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	882,000円×基数	996,000円×基数
6～7人槽	1,080,000円×基数	1,206,000円×基数
8～10人槽	1,404,000円×基数	1,698,000円×基数
11～15人槽	2,139,000円×基数	2,289,000円×基数
16～20人槽	3,288,000円×基数	3,477,000円×基数
21～25人槽	4,140,000円×基数	4,356,000円×基数
26～30人槽	4,812,000円×基数	5,049,000円×基数
31～40人槽	5,592,000円×基数	5,856,000円×基数
41～50人槽	6,441,000円×基数	6,729,000円×基数

3 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	1,092,000円×基数	1,152,000円×基数
6～7人槽	1,437,000円×基数	1,521,000円×基数
8～10人槽	1,734,000円×基数	1,884,000円×基数

4 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	1,137,000円×基数	1,200,000円×基数
6～7人槽	1,431,000円×基数	1,527,000円×基数
8～10人槽	1,932,000円×基数	2,075,000円×基数
11～15人槽	2,787,000円×基数	2,982,000円×基数
16～20人槽	4,287,000円×基数	4,530,000円×基数
21～25人槽	5,394,000円×基数	5,667,000円×基数
26～30人槽	6,270,000円×基数	6,576,000円×基数
31～40人槽	7,287,000円×基数	7,620,000円×基数
41～50人槽	8,397,000円×基数	8,766,000円×基数

5 BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽、変則浄化槽

人槽区分	通常地域	豪雪地帯
5人槽	1,083,000円×基数	1,143,000円×基数
6～7人槽	1,377,000円×基数	1,467,000円×基数
8～10人槽	1,848,000円×基数	1,983,000円×基数
11～15人槽	2,649,000円×基数	2,832,000円×基数
16～20人槽	4,074,000円×基数	4,305,000円×基数
21～25人槽	5,127,000円×基数	5,388,000円×基数
26～30人槽	5,958,000円×基数	6,249,000円×基数
31～40人槽	6,924,000円×基数	7,242,000円×基数
41～50人槽	7,977,000円×基数	8,325,000円×基数

制度創設年度	平成 6 年度					
関係省庁名	環境省					
最近の実績						
	年度	R01	R02	R03	R04	R05
	実施市町数	4	4	4	4	4
		広島市	広島市	広島市	広島市	広島市
		三原市	三原市	三原市	三原市	三原市
		庄原市	庄原市	庄原市	庄原市	庄原市
		安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市
	設置基数（基）	172	120	125	169	133
問合せ先	環境県民局循環型社会課					
	Tel	082(513)2957	e-mail	kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp		